

(二) 自己ノ都合ニヨリ退職スル場合ハ(イ)ノ三分ノ二ヲ支給サ  
レタシ

四、昇給ニ關スル件

(イ) 減給セラレシ者ニ對シテハ前ノ給料ニ復活サレタシ

(ロ) 大崎五郎君、寺島兎太郎君ニ對シテ即時十圓宛昇給サレタ  
シ

(ハ) 今后定期昇給制ニ年二回トシ給料ノ一割トサレタシ

五、賞與ハ手二回月給ノ五割以上ヲ與ヘラレタシ

六、早出及試寫手當ヲ復活サレタシ

七、負傷疾病ニ關スル件

(イ) 公傷ノ場合ハ治療費全額休業中ノ給料全額並ニ傷害見舞金  
ヲ支給サレタシ

(ロ) 病氣缺勤ノ場合ハ一ヶ月以上給料全額ヲ支給サレタシ

(ハ) 臨時代入手當ハ會社負擔トス

八、兵役關係服務ノ爲缺勤スル場合ハ給料全額ヲ支給サレタシ  
九、組合ヲ認メ團體交渉權ヲ確認サレタシ

一〇、本問題ニ關シ犠牲者ヲ絶對ニ出サザルコト

本問題ノ回答ハ本月二十五日午后四時迄ニ致サレタシ

昭和七年六月二十四日

全國映畫従業員組合全

春日館従業員代表

桂 芳 郎

青 木 恒 太 郎

春日興業株式會社

植 田 德 太 郎 殿